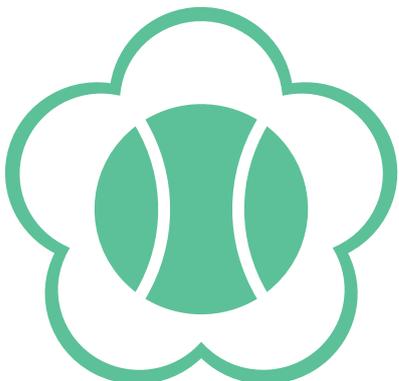


## 市章運用マニュアル

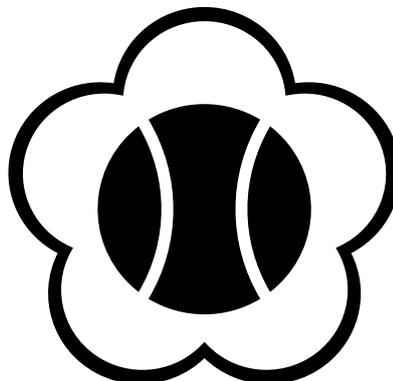
小諸市

5つの花びらは、隣接する5村が小諸市を中心に融和し、  
昭和の大合併により市となった姿を表しています。  
中央のマークは小諸市の「小」という字を図案化したものです。  
市章の緑は、雄大な浅間山の麓、高峰高原に広がる唐松林の芽吹き色を表しています。

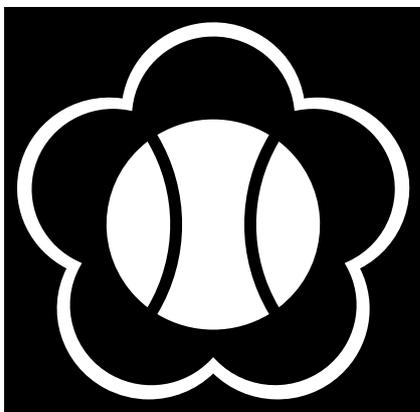


R95/G188/B145  
C62/M0/Y53/K0  
DIC-N843(日本の伝統色)  
3M JS6704XLフレバリー

カラーで使用されるグリーンは  
日本色彩標準規格 色彩番号216【若竹色】を  
基準として定める



RGB0  
CMYK100  
DIC-582  
3M JS1500XLブラック



RGB255  
CMYK0  
DIC-583  
3M JS1000XLホワイト

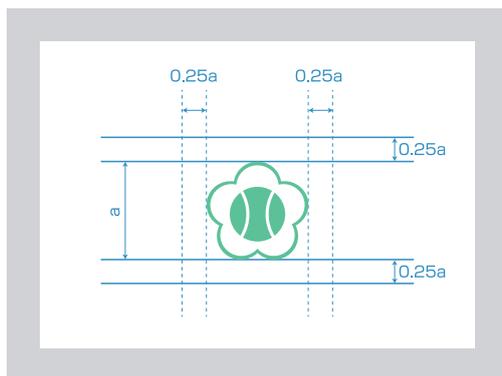


R181/G181/B182  
C0/M0/Y0/K40  
DIC-650  
3M JS1002XLシルバークレイ



一定の視認性を確保するため、  
市章の高さが5mm以下になる場合は使用禁止。

小諸市の市章は、小諸市の理念を象徴する最も重要なエレメントです。アプリケーションの種類に関わらず、規定のカラーが正確に再現されなければなりません。小諸市の市章を使用する場合は、必ずオリジナルデータを使用してください。複製データの使用および色の置き換え・加工は、原則的に禁止します。



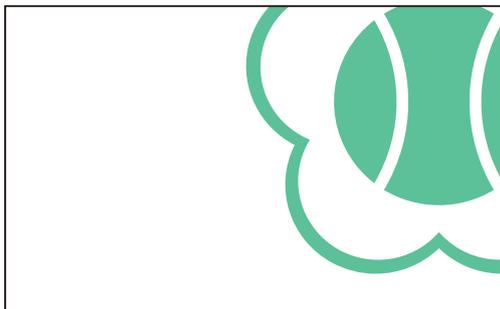
小諸市の市章を表示する場合は、マークの周囲に規定のアイソレーション(一定の空白)を必ず確保してください。アイソレーションを確保していても、近辺に個性の強い文字・図などのエレメントを配置することは避けてください。また写真やイラストレーションが背景にある場合は、絵柄の少ない場所を選ぶなど工夫して、視認性を確保してください。



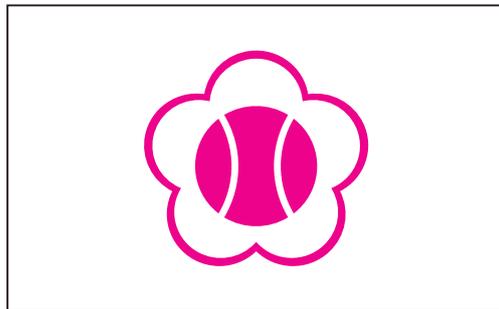
斜体などに変形してはならない。



規定されたシンボルマーク&ロゴタイプの角度を変更してはならない。



デザインの一部をカットしてレイアウトしてはならない。



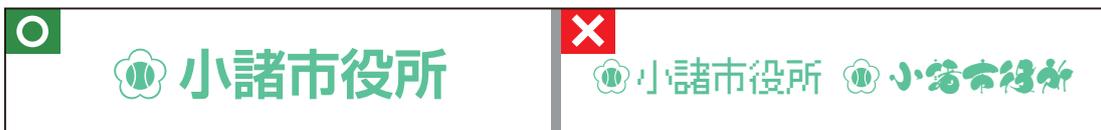
規定以外のカラーリングを原則適用してはならない。



背景に視認性を妨げるような色や要素を用いてはならない。



視認性を妨げる背景写真を用いてはならない。



文章にて市章を表記する際に、本来の市章デザインを損なうようなフォントを使用してはならない。 例:筆文字やデジタル文字など

小諸市の市章は、小諸市の理念を象徴する最も重要なエレメントです。アプリケーションの種類や使用サイズに関わらず規定のフォルムが正確に再現されなければなりません。小諸市の市章を使用する場合は、必ずオリジナルデータを使用してください。複製データの使用および変形・加工は、原則的に禁止します。